

勝浦町行財政改革総合推進計画

計画期間と進行管理

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とする。

計画の進行管理は、P D C Aサイクルを基本に実施し、社会経済状況の変化等に応じ適宜見直しを図り推進に努める。

基本方針

「勝浦町第六次総合計画」に基づくまちづくりの実現に向け、時代に沿った柔軟な姿勢で、持続可能な町政の基盤づくりを推進する。

少子高齢化等による社会構造の変化や多様化する住民ニーズを的確に捉え、満足度の高い行政サービスの提供を目指す。

経営的な視点で、より一層簡素で合理的な行政運営の強化を図り、自主財源の確保や事業の見直し等による財政運営の健全化をより一層推進する。

基本項目と施策の方向性

1 行政運営の効率化と住民サービスの向上

これまでも、組織・執行体制の見直し、職員の意識改革、人材育成の推進等により効率的な行政運営に努めてきた。引き続き、社会情勢や住民ニーズの変化に的確に対応しながら行政運営の効率化を図る。

- (1) 総合計画の実現に向けた柔軟な執行体制の構築や庁内の横断的な連携体制の強化
- (2) 定員管理計画に基づく適正な職員数の確保
- (3) 人事評価制度の活用による適正な人事管理と人材育成
- (4) 人材育成方針に基づく職員の意識改革と計画的な研修実施
- (5) A I や R P A 等の I C T の導入による行政デジタル化の推進

2 財政運営の健全化

引き続き、自主財源による歳入の維持、確保と適切な事業評価による歳出の削減に取り組むため、中長期財政計画を策定し、財政の健全化に努める。

- (1) 公平な課税、滞納処分の強化及び収納率の向上
- (2) 受益者負担（分担金・負担金・使用料・手数料）の適正化
- (3) クラウドファンディング、ふるさと納税、広告収入などによる新たな財源の確保
- (4) 事務事業マネジメントシートを活用した適切な評価に基づく事業執行
- (5) 働き方改革に基づく超過勤務の削減による人件費の抑制
- (6) 公共施設等総合管理計画に基づく適正管理と公有財産の有効活用

3 住民参画と協働のまちづくり

さらなる住民協働のまちづくりを推進するため、職員の意識の醸成を図るとともに、各種団体の育成・支援及び連携強化並びに住民への積極的な情報発信により住民参画を促進する。

- (1) 特定地域づくり事業協同組合の設立
- (2) 広報誌、ホームページの拡充及びSNSを活用した情報発信
- (3) あらゆる分野における男女共同参画意識の定着並びにパブリックコメント、モニター制度、アンケート、意見交換会等による住民意見の収集機会の充実
- (4) 職員研修による住民目線を持った職員の育成と情報に関する適正な知識の習得

4 広域行政の推進

人口減少社会における地域の未来を見据え、安定的・継続的な行政サービスの提供に資するため、あらゆる分野において、広域的な連携を積極的に推進する。

- (1) 環境保全意識の醸成とごみの広域処理体制の構築に向けた取組み
- (2) 消防・救急体制の維持強化を図るため、消防の常備化及び広域化の推進
- (3) 国内外からの観光客誘致に有効な広域的な観光の振興への取組み